都市計画公園・都市公園・保全地区について

1. 都市計画公園とは

「都市計画公園」は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道等と並びに都市施設として計画的に配置・整備される公園で、都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設

①十和田市の都市計画公園

No.	種 別	公 園 名	用途地域		<i>佐</i> 署	計 画 決 定	
			内	外	位 置	最終面積(ha)	当初面積(ha)
1	街区公園	太素公園	0		十和田市東三番町	0.80	0.80
2		八甲公園	0		十和田市西二番町	1. 31	1. 31
3		小稲公園	0		十和田市穂並町	0.07	0.07
4		瀬戸山公園	0		十和田市東三番町	0. 15	0. 15
5		東小稲公園	0		十和田市穂並町	0. 24	0. 24
6		西金崎公園	0		十和田市西二十二番町	0. 24	0. 24
7		大門公園	0		十和田市東一番町	0. 20	0. 20
8		元町公園		0	十和田市大字三本木字北平	0. 20	0. 20
9		三本木公園	0		十和田市西三番町	0. 18	0. 18
10		栄森公園		0	十和田市大字洞内字後野	0. 16	0. 16
11		あけぼの公園	0		十和田市東十五番町	0.30	0.30
12		北里公園	0		十和田市東二十三番町	0. 21	0. 21
13		ひがしの公園	0		十和田市ひがしの二丁目	0. 27	0. 27
14		前谷地公園	0		十和田市東二十一番町	0. 28	0. 28
15	近隣公園	三木野公園	0		十和田市東二十三番町	2.04	2. 04
16		若葉公園	0		十和田市西二十二番町	3. 10	3. 10
17	総合公園	中央公園	0		十和田市西三番町 他	10. 27	10. 27
18	運動公園	高森山総合運動公園		0	十和田市大字深持 他	169. 50	223. 40
19	墓園(特殊公園)	三本木霊園		0	十和田市東十三番町	4. 68	4. 95

2. 都市公園とは

人々に親しまれてきた広場や緑地等を、自治体が定める「都市計画条例」で適正に管理している公園等。

- ① 都市計画公園のうち公園として整備されているもの
- ② 都市計画公園でなくとも都市計画区域内に設置され、公園等として整備されているもの ※都市公園には、大きく分けて「住区基幹公園【<u>街区・近隣公園</u>など】」「都市基幹公園【<u>総合・ 運動公園</u>など】」「大規模公園」「国営公園」「緩衝緑地等【<u>特殊公園</u>(<u>墓園等</u>)・都市緑地など】」 がある。

3. 保全地区とは

十和田市緑と花のまちづくり推進条例により、良好な自然環境及び美観風致上緑を保全する 地区として、十和田市緑化審議会の答申を受け、保全地区として指定している。【全18地区】

※上記により、「都市計画公園」は「都市公園」の公園施設となっており、保全地区については、 都市公園の中でいう「都市緑地」の位置付けにもなっている。※逆説→みどりや樹木を保全す る地区として指定しており、都市公園とは意味合いが異なる地区である。